

別添1

補助対象経費一覧表

補助対象経費一覧表

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
附	電話機	×		建物に固定されても、対象外とする。	
	マイクロホン	×			
	テレビ	×			
	得点書表示板、舞台照明装置、その他これに類する特別施設	△	建物に固定されたもの	左記以外	
	配線・配管	△	敷地内	敷地外	
	分岐・引込工事	△			
	電柱	△			
	スピーカー	△	建物の外壁・犬走りに附属したもの	左記以外	
	アンプ	△	非常放送用のもの	左記以外	
	変圧器	○			
	配(分)電盤	○			
	キュービクル	○			
	キュービクル等の廻のフェンス	○			
	取り付け照明器具	○			
	表示灯	○			
	電気時計	○			
	ベル・チャイム・ブザー	○			
	避雷針設備	○			
	エレベーター	○			
	自家発電設備	○			
	非常用蓄電器	○			
	誘導灯	○			
	非常用照明設備	○			
	消防署への直接連絡設備	○			
工	感知器	○			
	火災報知器	○			
	ガス漏れ警報機	△	壁等に埋設されたもの	左記以外	
	既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる工事のうち専用部分及び共用部分(当該増改築部分にかかる経費とする)	左記以外	共用部分は撤去費を除き面積按分する
	電気容量の変更に伴う配線(配管)	△			
	給排水衛生機械工事	負担金・申請手続費	×		事務費に含める
	ガスコンロ	×			
	消火器・消火栓	×			
	防火用貯水槽	△	右記以外		
	救命具・避難器具	△	建物に固定されているもの及び避難袋の類		
事	分岐・引込工事	△	敷地内	敷地外	
	給水栓	○			
	貯受水槽	○			
	給水タンク	○			
	給水ポンプ	○			
	給排水配管	○			
	トラップ	○			
	排水ポンプ	○			
	犬走側溝	○			
	排水溜池	○			
	散水栓	△	犬走り内	左記以外	
	さく井	△	敷地内(給水工事に限る)	敷地外	
	グレーチング	○			
	し尿浄化槽	○			

補助対象経費一覧表

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
附	給排水衛生機械工事	○ 汚水ポンプ ○ 瞬間湯沸器 ○ ガス配管 ○ 諸コック ○ 消火栓ボックス ○ 連結送水管・配管			
	分岐・引込工事	△ 敷地内	敷地外		
	既存建物からの接続	△ 増改築に伴い必要となる工事のうち専用部分及び共用部分（当該増改築部分にかかる経費とする）	左記以外		
	増改築のための配管配線	△ 補助対象内建物	左記以外		
	冷暖房工事	△ ボイラ一及び付属設備一式 △ 煙道・煙突・配管・ダクト・ラジエター △ クリンヒーター等	学校体育施設の水泳プール（屋内）及び社会体育施設	左記以外	
	△ 冷凍器及び付属設備一式 △ 蓄熱槽	△ 右記以外	備品的な暖房器具（ストーブ）		
	△ ソーラーシステム △ ファンヒーター △ ストーブ	△ 右記以外	他の補助事業により施工する場合		
	既存建物内のボイラ工事	△ 増改築に伴い必要となる工事のうち専用部分及び共用部分（当該増改築部分にかかる経費とする）	左記以外	共用部分は撤去費を除き面積按分する	
	増設予定の配管等	△ 補助対象建物	左記以外		
	門囲障等工事	△ 門 △ 囲障 △ 吹き抜けの渡り廊下	建物の新增築に伴い必要となる門柱・戸及び扉の新增築（これに付随する花壇等を含む） 建物の新增築に伴い必要となる囲障の新增築で、敷地境界又はこれに準ずる箇所にあるもの（生垣等を含む） 建物の新增築に伴い必要なものの（回廊状のもの、ピロティ利用は本工事に含める）	左記以外及び道路に該当するもの 左記以外 既存建物間を接続するもの	
事	設計費	○ 実施設計費 × 基本設計費	工事費の1%以内（前年度支出済分も対象）	左記以外	
	地質調査工事費	△ ポーリング等一式	敷地内	敷地外	
	仮設工事費	△ 工事用搬入整備費・ △ 仮設渡り廊下設置・ △ 非常階段の移設費 × 旧建物等の埋設物の撤去費	右記以外	補助に関係のない仮設工事：（例）仮設階段	敷地外も含み、土地借料も対象
	△ 既存建物等移転費・ △ 既存建物等解体費				
	外溝工事費	△ 外溝工事費一式			

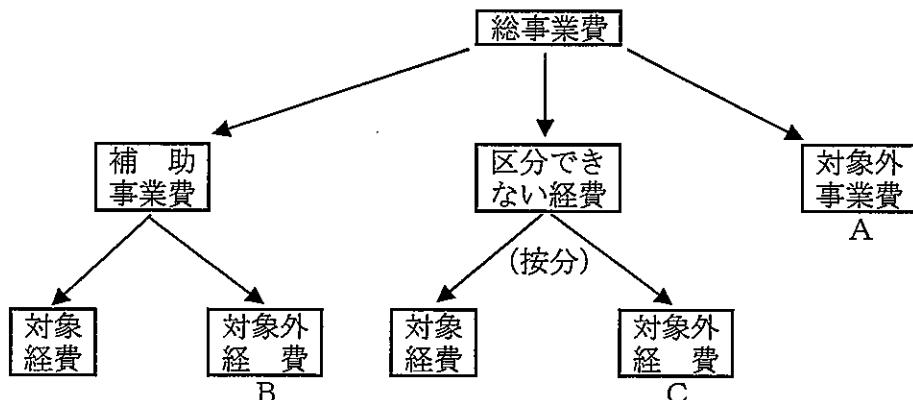
※ ○…原則として対象とする。

△…場合によって異なる。

×…原則として対象とならない。



複合施設における対象外経費算出方法



$$\text{対象外経費} = A + B + C$$

1. 総事業費を補助事業費（プール、武道場等）、対象外事業費（校舎、屋内運動場等）及び区分できない経費（基礎工事等）に分ける。
2. 補助事業費について、補助対象経費、対象外経費（別添1参照）に分ける。
3. 区分できない経費について、面積按分により補助対象経費、対象外経費に分ける。
4. 上記により算出した合計が対象外経費である。

水泳プールに附属した機械室・更衣室又は屋内プールが建物と一体となって経費が明確に区分できないものについての按分方法

ア. プールを屋上（屋外）に設けた場合

$$\frac{\text{水泳プール附属室面積}}{\text{学校建物面積} + \text{水泳プール附属室面積}}$$

イ. プールを屋内に設けた場合

$$\frac{\text{水泳プール関係面積}}{\text{学校建物面積} + \text{水泳プール関係面積}} \\ (\text{プール水面積及びプールサイド面積を含む})$$

＜別添3＞

建設工事に係る補助事業遂行に当たっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続の透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されており、特に建設工事契約手続等について適正化及び透明性が求められているところであります。

各補助事業者におかれましては、補助金等の使用手続の透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続により補助事業を遂行されているところであります。上記要請の趣旨を踏まえ、「別紙」の事項に留意しつつ建設工事に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していくただくようお願いいたします。

[参考]

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）
及び「補助金等の再点検等について」（抄）（別紙1）